

令和6年度第2回文化財保護審議会 議事録

日時:令和7年2月4日 午後1時30分から午後3時まで

場所:宮城県行政庁舎4階 庁議室

出席:近江委員、大山委員、菅野委員(副会長)、黒柳委員、佐藤(琴)委員、
佐藤(大)委員、永井委員(会長)、長谷川委員

欠席:荒木委員、長岡委員

———開会———

○司会(金野)

ただ今から令和6年度第2回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。開会にあたりまして、宮城県教育庁副教育長佐藤芳明から御挨拶申し上げます。

○佐藤副教育長

令和6年度第1回の宮城県文化財保護審議会の開会にあたりまして御挨拶を申し上げます。

皆さん、こんにちは。佐藤でございます。本日は大変お忙しい中、令和6年度、第2回宮城県文化財保護審議会に御出席を賜りありがとうございます。また、皆様におかれましては、本県の文化財行政の推進にあたりまして、日頃より、御指導御協力をいただいておりますこと、この場をお借りして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日の審議会でございますが、県の指定文化財の指定に向けまして、指定文化財候補のリスト及び次回以降に諮問予定の文化財3件について、皆様から御意見を賜りますとともに、その後、事務局から国及び県指定文化財の事務処理状況等について報告をさせていただく予定となっております。

長時間にわたる会議となりますが、どうぞよろしくお願い致します。委員の皆様におかれましては、これまでも、本県の指定文化財の充実等について、貴重な御意見をいただいているところでございますが、県といたしましても、文化財保存活用大綱の趣旨を踏まえ、今後も文化財の保存と活用に努めてまいりますので、引き

続きの御指導賜りますようお願い申し上げて、御挨拶をさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

○司会(金野)

続きまして、本日の審議会の定足数について御報告いたします。委員10名のうち、8名の皆様に御出席いただいております。文化財保護審議会条例第6条第2項に規定する会議の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

皆様、大変申し訳ございませんが、佐藤副教育長は次の予定がありますことから、ここで退席とさせていただきます。

—————副教育長退席—————

○司会(金野)

それでは議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては、文化財保護審議会条例第6条第1項の規定により、永井会長に議長をお願いしたいと存じます。永井会長よろしくお願い致します。

○永井会長

それでは議長を務めさせていただきます。はじめに会議の公開についてでございます。本日の審議事項にあります県指定文化財の指定に向けての内容には、公開されていない個人情報等が含まれておりますことから、本件情報公開条例第19条の規定により、本審議会は非公開とさせていただきたいと思いますが。

○一同

異議なし

○永井会長

それでは、委員の皆様から異議なしとのことでしたので、協議事項「宮城県文化財の指定に向けて」は非公開とさせていただきます。非公開部分となりますので、傍聴の方は、すみませんが退席をお願いいたします。

————以下、非公開————

————以下、公開 ————

では、報告事項に入りたいと思います。文化財保護に係る諸報告についてということで、まずは事務局から御説明お願いいたします。

○千葉

3(2)報告といたしまして「文化財保護に係る諸報告について」、千葉から御説明いたします。資料は、横組みになっております。78ページをお開きください。報告は、本課の経常的業務である7月から12月までの法令手続き処理について御報告いたします。内容は4件で、「イ 宮城県文化財保護審議会松島部会について」、「ロ 県指定文化財の法令処理について」、「ハ 県内の文化財の国指定・選定・登録について」、「ニ 国指定等文化財の法令処理について」、でございます。まず「イ 宮城県文化財保護審議会松島部会について」御報告いたします。松島部会は、特別名勝松島にかかる現状変更の協議と諮問、そして事務局決裁事項の報告を行うもので、原則として2カ月に1回、偶数月に開催しております。また、毎月1回、部会長決定による現状変更の審議も行っております。半年間の開催状況は右の表のとおりです。部会は協議事項・諮問事項がなかったため、12月のみの開催となっております。審議は、現状変更に係るものが50件となっております。

79ページを御覧ください。「ロ 県指定文化財の法令処理について」主要なものについて御報告いたします。「1～4」は、「県指定文化財の記念物」、いわゆる史跡名勝天然記念物に関するものです。「1」は現状変更等の処理件数で、令和6年度はこれまで、名勝1件、天然記念物1件を処理しました。

内容は「2の現状変更処理一覧」の通りです。そのうち1の祇劫寺のマルミガヤについて御説明いたします。80ページの「4 県指定記念物の現状変更」を御覧ください。「祇劫寺のマルミガヤ」は、大崎市の祇劫寺の本堂の南東、大地の端近くに立ち、樹高約20m、枝張り東西約25m、南北約22mに及ぶカヤの巨樹として、また稀な変種として貴重であることから、昭和50年に県指定天然記念物に指定されております。今回の現状変更は、健全な枝を保護するため、枯れ枝を伐採するとともに、地面に接した枝を支柱でもちあげ養生する現状変更の申請でございまし

た。現状変更の内容は、保存対策について、令和5年6月に前文化財保護審議会委員の平吹先生の御指導を賜りながら関係者と現地協議した結果を受けたもので、天然記念物の保全上、やむを得ないと認められることから、許可したものです。なお、令和6年12月12日付で終了報告を受理しております。

続いて81ページは、「5 県指定「有形文化財」の現状変更等・修理・き損」です。県指定建造物「宮城県知事公館正門(旧仙台城門)」につきましては、トラックの荷台が正門梁に近年取り付けした金具に接触し、塗装が2か所剥がれたというき損に対して、再塗装するという内容の修理届が提出され、これを受理しております。同素材での再塗装であることから、建物の保存上、修理についてはやむを得ないものと考えております。

続きまして82ページの「6」は、「県指定有形文化財の公開許可」に関するものです。東北歴史博物館など5件の公開許可の申請があり、いずれも許可しております。

次に83ページと84ページを御覧ください。「ハ」県内の文化財の国指定・選定・登録について御報告します。

「1指定文化財」は、報道等でよく取り上げられ、広く注目されました国宝多賀城碑のほか、多賀城跡関連の出土品が重要文化財として3件指定されました。県内の国宝は7件、重要文化財は69件となりました。

85ページから89ページまでは、国の文化審議会が、新たに国の登録有形文化財に登録することを答申した「登録有形文化財(建造物)の登録」に関する御報告です。

(1)は岩沼市桜にあります、「日本基督教団岩沼教会」、(2)は仙台市宮城野区鶴巻にあります「横田家板蔵」、(3)は登米市迫町佐沼にあります「旧亘理家住宅主屋・茶室・表門」が登録されました。県内の登録有形文化財の建造物の登録件数は全部で215件となりました。なお、(4)「齋藤家住宅主屋・祠・門及び塀」の3件は3月頃に登録される予定となっております。

最後に「二 国指定等文化財の法令処理について」御報告いたします。

90ページを御覧ください。「1」は、「国指定の史跡、名勝、天然記念物の現状変更等の処理件数」です。一覧表の縦列に、「許可」と、「副申・申請件数」とありますが、「許可」は文化庁から宮城県教育委員会に権限が委譲されている案件の処理件数を、「副申・申請件数」は文化庁が許可する案件の処理件数です。詳細は91ページから95ページの「2 国指定記念物の現状変更の処理一覧」に掲載しております。処理件数は全体を通して、おおむね例年と同様の件数となっておりますが、特別名勝松島に関しましては、特に、「副申・申請件数」の数が減っております。これは、令和5年度当初から、新たな保存活用計画の運用が始まりまして、それに伴って文化庁から県と市への権限移譲範囲がやや広がったことによるものです。

続いて 96 ページを御覧ください。「3 国指定記念物の主な現状変更」を1件御報告いたします。「魚取沼(ゆとりぬま)のテツギヨ生息地」は、加美郡加美町地内の山形県境付近にあり、イワナなどの魚類と共にテツギヨが群をなして生息しています。魚取沼(ゆとりぬま)のようにテツギヨが群れをなしている例はきわめて珍しく、学術的にもたいへん貴重な存在とされていることから、昭和8年に国指定天然記念物に指定されております。

今回の現状変更は、テツギヨの保存対策として、水質や稚魚の存否を確認する継続的な調査に係る現状変更の申請でした。

現状変更の内容は、モニタリング調査です。本件については、魚類の個体に影響を及ぼすものではなく、周辺環境への影響も小さいものです。したがって当該天然記念物に与える影響は軽微であると考えられることから、令和 6 年 6 月 10 日付けで許可されたもので、令和 6 年 8 月 21 日付けで終了報告を受理しております。なお、調査の結果、134 匹のテツギヨの生息が確認され、水質・水温については、深度 5m までは良好な生息環境が保たれていることが確認されています。次の 97 ページは、「5 国宝・重要文化財の現状変更等・滅失・き損」についてです。重要文化財(建造物)2件の修理届がありました。松島町の「陽徳院霊屋」は漆塗りの予後不良による塗り直し、登米市の旧登米高等尋常小学校校舎は経年劣化した引き戸のレールの交換等によるものです。

98 ページは、「6 国宝・重要文化財等の公開許可」に関するもので、公開承認施設である仙台市博物館で、それぞれ表に示した公開期間で特別展示したものに對する事後報告を処理いたしました。

以上、令和6年7月から12月まで文化財課で取り扱いました「文化財保護に係る諸報告」でした。以上です。

○永井会長

ただいまの報告について、御意見御質問等ございますでしょうか。

○佐藤(大)委員

専門外のことを聞いてしまうんですが、陽徳院御霊屋です。美装化の予後不良で、3年ぐらい。普通にこのぐらいで経年劣化しちゃうものなのか。何を聞きたいかという、要するにちゃんとしていたのかっていうことなんですけど。

○千葉

こちらについては、手元に詳しい資料がないので恐縮なんですけども。塗り直しを行ったところ一部について、思ってもみなかった予後不良というのが確認されたため、それについて追加措置を行ったという内容を記憶しております。ですので、通常であればここまではならないものだと思います。

○永井会長

何年後ですかね。4年ぐらいか。4年、5年ぐらいで。漆ですからね。本当はそんなことはないはずですけどね。

○佐藤(大)委員

活用とかも含めて多分メンテナンスって必要になってきて。そこはちゃんとしてないと困るかなと思ったりして。別にそういうこと言いたいわけではないのですが、これは誰が発注するんですか。

○千葉

陽徳院です。

○佐藤(大)委員

わかりました。なかなか県の立場として、この業者がいいとかは言えないでしょうけど。そこはしっかりとした人が仕事をしてくれるといいなという感じがしたものですから。

○永井会長

多分、重要文化財だからそれなりのきちっとした業者が経験があって、実績あるところがやっていると思いますが、思いもかけないことがあったのだと思います。

○佐藤(大)委員

わかりました。

○永井会長

文化財を活用していくと、登米尋常高等小学校のように、どうしても摩耗していったりとかはあるんです。それは仕方ないことで全然使わないでいるよりは、遥かにいいと思います。締め切ったままでしておくと、大概良くないです。もう一つ、知事公館正門にトラック入って引っかかった件ですが、あちこちでよく聞きます。だからその辺は工事する時に、どのぐらいの高さまでならいいのか、きちっと業者の方に言って、工事に入ってもらうのが大事かなと思いました。

○佐藤(大)委員

そう、あの公館は今度民間の運営になるみたいなのがあって。中の建物も結構それなりに古いものですが。結構出入りが、多分今以上になる時に、こういうこの手の話の注意喚起を。でもこれ、県は文化財課は関わっているんですか。関係ないですか。

○生田

文化財的な保存活用の仕方という観点からも、意見を述べさせていただいております。

○佐藤(大)委員

わかりました。

○永井会長

注意していただきたいのは、文化財の活用というどうしても人を呼んでということに頭がいてしまいますけども。一番はまず文化財をきちっと保存していく。文化財を保存しつつ、その価値を高めていくような活用の方法ということが、本当の文化財の保存と活用であって、いろいろ人を呼んだりとか、利益上げるために文化財をちょっと壊してというのは、本末転倒ですので、その辺は十分注意していただければと思います。

いかがでしょうか。その他、お気づきのこととかございますでしょうか。どうぞ。

○大山委員

大山です。状況を把握したいです。シンプルな質問ですけど。80ページのマルミガヤですが、枝が地面に接して、そこに水が集中して、流れみたいなものができて、土が流出して、その根が露出するという状況でしょうか。

○千葉

おっしゃる通りの状況になっていまして。斜面のところにマルミガヤが生えているんですけども。その枝が斜面のところにべったりついているような状態で、雨水がどんどんそこからつたって、地面に細い川のようなものが大雨の時にあって、根の露出が始まったと。それを防ぐために地中で持ち上げて、落ちてくる水滴を軽減させようというものになっております。

○大山委員

所有者さんのほうからこう、申請というか連絡があって対策をすることになったのでしょうか。

○千葉

そうです。

○大山委員

わかりました。

○永井会長

ほかに。どうぞ。

○近江委員

今、お話がありました。修復等の技術についてなんですが、それなりに技術者というのは育成をしていくというのでしょうか。技術が足りないと、その修理をしたことがかえって良くない状態になってしまう場合もありますので。文化財の保存の場合には、文化財を長く保存していく技術というのにも必要になりますので。修理をすると、そういう技術者も含めて育成をしていかないと。一般の大工さんみたいな方をお願いをしていくような形になると、逆に損失を与えてしまうようなことになりますので。これ、私自身が隨時思っていることですが。文化財を活用していくことはいいですが、その保存のための技術者の育成ということも、ある程度今後考えていかないと、保存のために修理をしたものがかえって、価値を失ってしまうような形になっては本末転倒になりますので。そういう意味で、職人さんへの目配りみたいなものっていうものも、文化財課としてやっていただければいいかなと思うんですね。どんどんそういう昔の技術を持っている技術者が少なくなっていくます。後継者がどんどんいなくなってしまう場合もありますので。その辺のことをしっかりどう育成していくかってことも、いろんな意味で援助をしていくっていうことが必要になってくるかなと思いますので。その辺もどうぞ御考慮頂きたいと思います。

○生田

もっともな御発言かと思しますので、その視点も入れながら考えていきたいと思っております。

○永井会長

他に。どうぞ。

○菅野委員

保存処理の関係についてです。先ほどのリストの中、市町村で所有している指定文化財の中にもありますが、とくに木製品とか金属製品はやはり劣化していくので、いつか保存処理しないといけないことが出てくるかと思えます。その際に、アドバイスしてくれる、あるいは適切に処置してくれる機関はやはり必要なかなと思っています。やはり県として、今は東北歴史博物館にて行っていると思うのですが、そうした保存処理の部分について、今後の活用を考え、もう少し強く押し出した方が良くはないかと常々思っています。

○生田

意見として受け止めさせていただきます。

○永井会長

材料とかも大事ですね。結局、技術者と材料がないとなかなかきちっとできないですね。ほかに、どうぞ。

○佐藤(琴)委員

報告内容ではなく、全体的な話ですけど。私、2020年ぐらいからここ委員を拝命しているのですけれども、その時には確か日本遺産に関する事業の報告とかもあったと思うんですけど。今保存と活用っていう話が出てきていて、その活用に関して、確か日本遺産の申請は県でやっていて、多分お金はもう下りてないとは思っているのですけれども。そうそういった事業はもう宮城県はタッチしていないということなのでしょうか。そこをお伺いしたかったです。

○生田

今回は法令処理ということで、年2回あるうち1回目に活用も含めた前年度の事業報告ということで、報告させていただいています。2年前からその整理をしまして、1回目は前年度の事業概要、もちろん法定処理も含めて報告。2回目は、法令処理について御報告させていただいているところですので、次年度の第1回の折にその辺も含めて御報告させていただきます。

○佐藤(琴)委員

わかりました。

○永井会長

他にございますでしょうか。よろしいですかね。他にないようでしたら、この文化財保護にかかる諸報告については、ここで終了したいと思います。ではその次にその他について、委員の先生方から何かございますでしょうか。

○菅野委員

宮城県知事の方から、多賀城政庁の復元という話がマスコミに出ていたのですけれども、それは県としてはどのようなお考えでしょうか。

○高橋課長

多賀城政庁復元については、今年の元旦の記事、知事記者会見で、報道されたところでございます。こちらについて、昨年特別史跡多賀城跡は創建 1300 年を迎えて、様々な記念事業行われました。また、先ほど報告がありましたけども、多賀城碑が国宝になったということで、かなり来訪者が増加しております。

そうした中、多賀城政庁跡の復元整備ということで、深い理解につなげる、地域振興や観光振興も図れるように、さらに、多賀城跡の魅力・認知度、こちらを高めることを目指しているところになります。

具体につきましては、これからということで、今後地元の多賀城市等と協議を続け、また様々な有識者や地元の方々の、意見を伺いながら、活用の方向性、整備のあり方等検討していく予定となっております。

○菅野委員

ありがとうございます。これから予定計画を詰めていくという話でよろしいですか。

○高橋課長

今後、進め方も含めて、ロードマップといいますか、そうしたものを含めて検討していくということになります。

○菅野委員

ありがとうございます。

○佐藤(大)委員

関連して、前から話あったと思いますが、政庁の復元とは直接関係ないかもしれませんが、浮島旧資料館を取り壊して、観光施設になるっていうことだったんですけど。置き場所って確保されたんでしょうか。浮島に色々な史料が保管されていたと思いますがその代替施設は決まっていますか。

○高橋課長

浮島につきましては、前回、議会で取り上げられて、移転の方針ということで、現在、移転先は関係部局と協議しながら進めているところでございます。

○佐藤(大)委員

どこかには何かが、その要するに後溢れちゃったりすると、また大変になるので。同等か、願わくば同等以上にして、冒頭に述べたような危機的な状況に対応できるようなふうになるといいと思うんですけども、そのあたりの話、誰がどうい

ふうに決めるんですかね。この場に上がってくるんですか、その状況っていうのは。

○高橋課長

移転に関しては、教育委員会として、どこに移転させるかとか、こういった条件かなど、そういったことを含めながら、検討しているところで、まだ、具体なところはないんですけども、今後、進めていくというところになります。

○佐藤(大)委員

わかりました。継続して注視していきたいと思います。

○永井会長

その他いかがでしょうか。

○佐藤(大)委員

また話が変わりますが、63 ページから指定候補リストの件で伺いそびれてしまってたんですけど。これ、要は学術的な調査をされているものについては、候補のリストに上がってくるということで、また白石の遠藤家とか、私も関わったものがあったりするんですけど。調査って書いてあるところの、色々な刊行物の情報を、どうやって集めているんでしょうか、っていうのが一つ。

それから学術報告書って、私個人っていうよりは東北大学教員としての学術報告っていう形で、特にその未出の古文書を使った資料集とか報告書っていうのをだしているんですけども、例えばそういうものも、学術調査をされていますっていう根拠に入るのかというかっていう2点。

○生田

収集につきましては、一つは市町村からの情報提供と、あとは事務局で、それぞれ担当の分野もありますので調べて掲載しているところです。もう1点の、先生がお書きになったというか、調べてお書きになった著作物ですとか調査報告が、それに当たるかどうかという話ですけども、それにつきましても、文献として掲載しております。

○佐藤(大)委員

じゃあそういうのを出したら、どんどん。今まで僕、文化財課に随分送ってなかったっていうことも。いや、入るならば、冒頭のそのいわゆる文書の所在の把握みたいなことと繋がるんですけど。やっぱりどうしてもこう、発掘の専門の方が、一生懸命古文書やその他の文化財もされていて、非常にそれはそのおかげで守られ

ている。中身の調査っていうところになると、なかなか業務が繁忙なんだろうなっていうところ、県の文化財この会議は1回、今日2回目にて分かったんで。そういった形で、こういうふうにはリストに載るような情報っていう形も含めて、学術報告や論文なんかも使えるのであれば、そういう情報共有をして、またリストに把握してもらおうといいかなと思ったので、質問した次第です。

○永井会長

ここに上がっている調査というのは、県とか市町村で出した報告書、刊行された報告書は書いてあって、他には学術誌、学会で出してようなものもリストに入っているということですかね。

○生田

そうですね、全部は書ききれないのですが。ぜひその辺の情報はですね、私どもでも上がってこない情報と言いますか、把握できない情報、結構多数ございますので、委員の皆様方からぜひ刊行物ですとか、情報提供等広くお伝えいただければというふうに考えております。

○佐藤(大)委員

なかなか多分、物件の、私自身も含めて、いろんな先生いらっしゃると思うんですけど、多分、文化財課に送るってことをやっている人は意外に少ないかなと思ったんで。それ、情報共有すると、どっところれてもなきにしも。そんなにたくさん何十本も論文が多分出ないと思うんで、多分、少し増えるぐらいだと思うんですけど。それは情報共有を、特にその宮城県とかの資料で書いたものについてはやっぱりその元の資料を守るっていうこと、すごく大事なんで。情報を共有する努めようかなと思った次第です。ありがとうございます。

○永井会長

2ページの文化財リストのところで、論文とか、調査報告書等とか書いてあるので、先方が書かれた論文で対象となったものが、リストに上がってくるっていうことでしょうか、ぜひ情報をどんどんお寄せいただければと思います。どうぞ。

○黒柳委員

今の佐藤先生のお話ですけれども、今、東北大学の機関リポジトリというもの。多分御存知の方も多いと思うんですけれども。普通に検索していただくんですけどね、最近このような機関リポジトリを作りまして、検索するとですね、農学部とか災害系とか文学部とかのこう、紀要とか論文になってない日本語の資料もすぐ出てくるので、インデックスで動いているんだなと思って見てしまったんです。で、博物

館でもいろんなところで紀要とか調べるのは大変ですけども、こちらの方でこう検索したらすぐ出てくるかなと思いますね。こちらも活用していただけたら、こうウィンウィンでどちらも助かるかなと思ひまして。コメントです。ありがとうございます。

○永井会長
どうぞ。

○佐藤(大)委員

関係者、リポジトリは結構最近刊行費を削られるっていうケースが。出版経費を削られるケースが出てきていて。でもそれだと共有できないんで、ウェブだけみたいなことがありえるという事情もあるということを付け加えて。仕事がどんどん増えて大変ですけど。よろしくお願いします。

○永井会長

確かに、学会でも紙媒体やめてウェブだけになってきています。だからそういう今まで論文集とか送られてきていたから見てたんですけど、ウェブだけになると全然見ないですね。

○佐藤(大)委員

意外に拾えないですね。実はよほどそう関係ないと開かないですから。紙で本当まさにこうパツと見た隣の本があつて見つけるとかはない。

○永井会長

委員の先生で、研究されたらぜひ情報を提供していただければと思います。東北大学の方では、そういうふうなものをやられているということですので、活用いただければと思います。

いかがでしょうか。他にございませんか。他にないようでしたら、以上で、議員の一切を、終了したいと思います。では進行の方を、事務局の方にお返しいたします。

○司会(金野)

本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。本日の審議会においてですね、文化財リストの現状把握ですとか、保存処理の活用をもっとするように整えていったらいいのではないですかといったことですか、あと技術者の育成ですとか、そういった課題を改めて認識させていただけたかなという

ふうに思っております。本当にありがとうございました。それでは次第の4のその他として何かありますでしょうか。

(事務連絡:次回の日程調整について及び議事録の確認について)

○司会(金野)

他にございますでしょうか。ないようですので、以上をもちまして、令和6年度第2回宮城県文化財保護審議会を、終了いたします。本日は本当にありがとうございました。引き続き、どうぞよろしくお願い致します。